



国民健康保険のお知らせ

●新年度の納税通知書をお送りします

令和5年度の納税通知書を7月10日付けで郵送します。保険税は4月から翌年3月までの加入期間で、加入者の所得などから計算され、7月から翌年2月まで8回に分けて納めていただきます。(保険税が年金から天引きされる方は、年金受給月に自動的に納付となります)

国民健康保険は、皆さんに納付いただいた保険税が支えとなっています。ご自身がケガや病気をした時のため、納め忘れのないようお願いします。

※国民健康保険税は世帯主に納税義務があります。そのため世帯主が加入していなくても、世帯の中に加入者がいる場合は、納税通知書は世帯主に送付されます。

●保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月からはご使用いただけません。

7月下旬に新しい保険証をお送りしますので、8月になりましたら、現在ご使用の緑色の保険証を破棄し、エンジ色の保険証をご使用ください。なお、窓口での保険証交付を希望される世帯については、保険課医療係までご連絡ください。

●国民健康保険の各種手続きについて

職場の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人を除いて、余市町に住所のある74歳以下の方は国民健康保険に加入しなくてはなりません。また、国民健康保険に加入している人が、他の健康保険に加入したり、生活保護を受け始めた場合は国民健康保険の脱退手続きが必要です。

なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう登録されている方につきましても、国民健康保険の加入・脱退等の手続きは必要になります。

●限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の申請を受付けます

認定証を病院等の窓口で提示すると、世帯の町・道民税の課税状況に応じて、窓口負担が一定の金額にとどめられます。8月から1年間ご使用いただく認定証の申請を、7月1日から受付けますので、ご希望の方は保険課医療係までご連絡ください。

また、現在交付を受けている方も、お持ちの認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、引き続き8月以降もご使用いただく場合には、新たに申請が必要となります。

※原則、国民健康保険税をすべて納めていただいている世帯が申請対象です。

問合せ 保険課 医療係 ☎21-2121



医療費助成のお知らせ

●北海道医療給付助成事業の受給者の皆さんへ

重度心身障がい者、ひとり親家庭等、子どもの各医療費助成を受給している方がお持ちの受給者証の有効期限が7月31日をもって満了となります。8月から使用いただく受給者証を7月下旬に郵送しますのでお知らせします。なお、助成区分は令和5年度の世帯の町・道民税の区分で決定されます。受給者の方で所得申告をされていない方は、至急手続きをお願いします。

●各医療費助成内容(受給者の医療機関窓口での負担割合です)

助成区分	町・道民税が非課税の世帯 受給者証の自己負担欄に 『初診時一部負担』と印字しています	町・道民税が課税の世帯 受給者証の自己負担欄に 『一割負担』と印字しています
各医療費助成共通	医科の場合：初診料 580 円を窓口で負担 歯科の場合：初診料 510 円を窓口で負担 柔整の場合：初診料 270 円を窓口で負担	窓口 1 割負担 ◇ 1 か月の自己負担額 ◇ 入院 + 外来 57,600 円 / 外来のみ 18,000 円

●高校生相当(18歳年度末)までの子は、世帯の町・道民税の区分にかかわらず保険適用の診療については全額余市町で助成します。(重度、ひとり親、子どもの3事業共通)

●ひとり親家庭等の親は、入院及び訪問看護のみ適用となります。

●受給者証は、道内すべての医療機関でご使用いただけます。受給者証を提示せず受診した時は、申請すると差額分が助成されますので、次のものを持参のうえ、申請してください。

①領収書 ②健康保険証 ③受給者証 ④通帳(口座情報のわかるもの)

問合せ 保険課 医療係 ☎21-2121